

比婆いざなみ街道マラニック大会実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、「比婆いざなみ街道マラニック大会実行委員会」(以下「実行委員会」という。)という。

(目的)

第2条 実行委員会は、比婆いざなみ街道沿線の食や地域の伝統文化など、地域資源の活用や魅力の再発見、地域住民と市内外からの参加者との交流促進、地域活力の増大及び比婆いざなみ街道の知名度向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 大会の開催に係る企画・準備及び大会の実施
- (2) その他目的達成のために必要なこと

(組織)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する会員により、次のとおり組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 委員 4名

2 会長、副会長、監事及び委員は会員から互選する。

3 会長は、事業を推進するため、別途専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

(職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、会長が招集し、次の事項を決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業の推進に関すること
- (3) 予算、決算に関すること
- (4) その他重要なこと

2 会議においては、会長が議長となる。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務を処理するため、庄原市企画振興部いちばんづくり課に事務局を置き、事務局長は、課長の職にある者をもって充てる。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費・会計)

第8条 実行委員会の経費は、負担金、参加費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年7月4日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成30年3月31日までとする。